

令和8年5月15日

令和8年度安全標語

《会長賞》

「見る目」「気づく目」「予知する目」

一步先読む 安全意識

作者 森武英起氏 (株園建)

安全大会

〇 一社) 札幌中小建設業協会安全大会開催

令和8年度安全大会を、4月28日(火)午後2時30分から、経済センターにおいて開催しました。今年度大会は、会員企業より約100名が参加し、来賓として札幌市より小泉建設局長にお越し頂いての開催となりました。

大会では、安全標語入選者及び優秀技術者の表彰のほか、市発注部局から講師を招き安全講話をいただき、小泉局長からは中建協会員企業の皆様方へ熱い激励のお言葉を頂戴しました。関係の皆様にご心から御礼申し上げます。



“会長挨拶”



“安全宣言”

令和8年度安全大会次第

1. 開会のことば(司会者) 安全委員 和泉 貴政
2. 会長挨拶 (一社)札幌中小建設業協会会長 中西 光宏
3. 安全標語入選者の表彰
 選考経過 安全委員 近藤 彰
 表彰 (一社)札幌中小建設業協会会長 中西 光宏
4. 優秀技術者の表彰
 選考経過 安全委員 安田 元喜
 表彰 (一社)札幌中小建設業協会会長 中西 光宏
 受賞者謝辞 (株)三上工務店 佐藤 範和 様



“安全標語入選者の皆様”



“優秀技術者の皆様”

5. 安全講話
 札幌市建設局土木部工事課長 西川 実 様
 札幌市都市局建築部工事担当課長 岡崎 正晃 様
 札幌市水道局給水部南部配水管理課長 櫻岡 弘司 様
6. 安全宣言 (株)園 建 森武 英起 様
7. 激励の言葉 札幌市建設局長 小泉 正樹 様
8. 閉会にあたって (一社)札幌中小建設業協会副会長 鈴木 吉則
9. 閉 会

標語入選作品

《一般社団法人札幌中小建設業協会会長賞》

「見る目」「気づく目」「予知する目」 一步先読む 安全意識

株式会社 園建 森武 英起

《安全委員長賞》

「何か変」「いつもと違う」は要注意！

小さな気づきを共有し、みんなで築こうゼロ災害

株式会社石塚工務店 官部 省三

《優秀賞》

① **思い込み だろう、おそらく、はず、つもり 確認不足が事故まねく**

晃亜興業株式会社 小池 重徳

② **安全は 普段の努力の積み重ね**

「今から」「ここから」「日ごろから」 自分がやらなきゃ誰がやる！

中定建設工業株式会社 門谷 雅利

③ **今日の無事故が 明日の笑顔**

札幌建設運送株式会社 堀井 楓貴

④ **安全は ひとつひとつの積み重ね みんなでつくる現場の意識**

今日も元気に指差し確認ヨシ！

新立大一興業株式会社 田中 亮

優秀技術者受賞者

株式会社三上工務店	佐藤 範和
株式会社オオイ工務店	水沼 友哉
丸竹豊建業株式会社	石掛 拓
コニシ工営株式会社	瀬戸 孝典
株式会社創建	小田切 亮介
大富工業株式会社	平山 明彦
中定建設工業株式会社	加茂 尚志
光建工業株式会社	稲谷 宏樹
北海建工株式会社	大崎 均

安全講話

安全大会で実施された「安全講話」の内容について、市より情報提供を受けましたのでお知らせします。

建設局土木部関係 ～ 講師 土木部工事課長 西川 実 氏

札幌中小建設業協会の皆さまには、日頃から本市の道路、河川事業をはじめ、冬期間の道路除排雪や災害復旧など、市民生活を支える都市インフラの整備、維持管理等に、多大なるご協力をたまわり、厚くお礼申し上げます。

本日は安全大会の開催にあたり、大きく2点、「令和7年度の事故発生状況」と「事故防止に向けた取組」について、お話しいたします。

(1) 令和7年度の事故発生状況

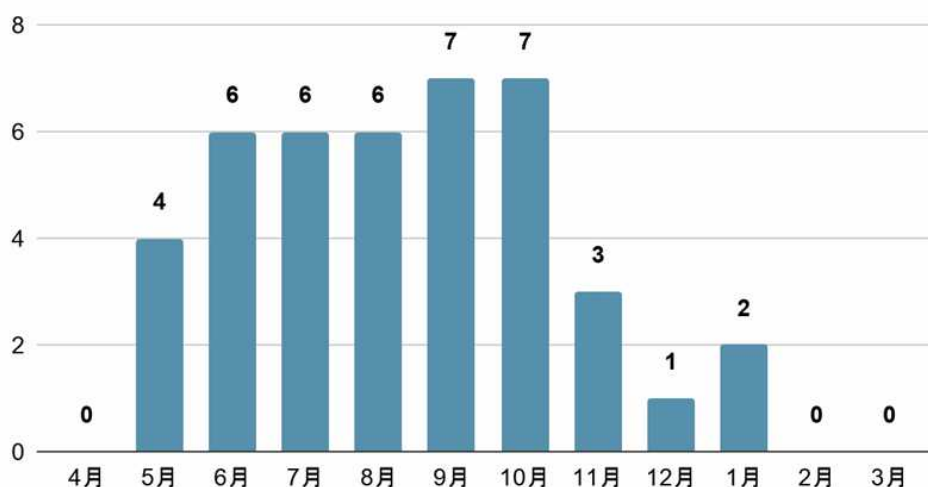
昨年度の建設局及び各区土木部所管の工事における事故発生件数はあわせて42件でございました。これは、令和6年度の30件から大きく増加しております。

■過去5年間の事故発生件数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事故件数	32件	43件	44件	30件	42件

事故の発生時期としましては、例年、現場が最盛期に入る6月以降に増加し、11月まで続く傾向が見られます。昨年度におきましても同様の状況であり、特に6月から10月までの期間に全体の約8割もの事故が集中して発生いたしました。

■令和7年度月別事故発生件数



また、事故の内訳を見ますと、人身事故が5件、物損事故が37件となっております。特に「物損事故」が、前年度の24件から大きく増加したことが、昨年度の大きな特徴と言えます。あわせて、昨年度のもう一つの特徴として、一つの現場で複数回、事故が発生するケースが散見されました。万が一、事故が発生した際には、当該事故の対応のみならず、工事全体に対して、安全を再確認し、現場の緊張感を改めて整えなおし、事故が連続しないよう努めていただきたいと思います。

■令和7年度分類別事故発生件数



(以下、中略)

(2) 事故防止に向けた取組

土木部所管工事では、現場の安全管理を図る目的で発注者及び受注者が相互に協力して「工事安全管理現場委員会」を設置するとともに、工事特性や現場周辺の状況などを的確に把握したうえで、現場毎に最も注意すべき事項をピックアップし「重点目標」を設定していただいております。この取組は平成29年度から継続しておりますが、やや内容がパターン化している面も見受けられます。事故が起きやすい要因を今一度分析し、項目を絞り込んだうえで、その実現のために具体的に何を実施するのかを明確にするなど、現場内の安全意識が改めて強まるよう、工夫を凝らした検討をお願いいたします。そしてなにより、無事故でしゅん工を迎えられるよう安全対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

最後になりますが、安全を確保し、事故を防止することは、工事の大前提となります。そのためには、私ども発注者と札幌中小建設業協会の皆様とが一体となって取組を進めることが何よりも重要です。私ども、工事を発注する側といたしましては、今後も関係機関との連携を密にするとともに、職員に対しても、あらゆる機会を通じて、工事の安全に対する意識の啓発を図ってまいりたいと考えております。会員の皆さまにおかれましても、引き続き安全対策に積極的に取り組んでいただき、無事故・無災害を達成できることを祈念いたしまして、私の話を終わらせていただきます。

札幌中小建設業協会の皆様におかれましては、日頃より本市の公共事業や建築行政に対し、多大なるご尽力を賜りまして感謝申し上げます。

本日は、私ども建築部に設置しております工事安全管理委員会の取組と、令和7年度発注工事における事故発生状況等についてお話しさせていただきます。

(1) 建築部工事安全管理委員会の取組

今から29年前の平成9年に、当部で発注いたしました工事で、近隣住民の方がお亡くなりになるという大事故が発生いたしました。これを契機に、建築部に当委員会を発足させ、二度とこのような痛ましい事故を起こさないよう、現場災害の未然防止に向けた様々な取組を行うとともに、事故が起こってしまった場合でも迅速に対応できるようなルールを定めております。

皆さま方に関連する主な活動といたしまして、建築部発注工事の現場に伺う安全パトロールを実施しております。安全パトロールは例年4回程度実施しております、そのうち10月は「事故防止強調月間」と位置づけ、札幌中央又は札幌東労働基準監督署の方々にもご同行をお願いし、専門的な見地から意見を伺うなど、パトロールの強化を図っております。各パトロールでは、外部足場の手すり、中棧、幅木、作業床の設置状況や緊結状況など、墜落・転落防止措置に重点を置いて点検させていただくとともに、現場内の整理整頓状況なども確認させていただいております。

昨年度は3回、パトロールを実施させていただき、どの現場もよく場内を整理できているという評価をさせていただきましたが、一部、足元の段差に関する注意喚起ですとか、足場の積載荷重など、安全に関する表示が少ない現場もございました。

今年度の安全パトロールにつきましては、例年通り4回程度実施する予定としておりますので、対象となられた現場の皆様には、書類の整理なども含めて大変御苦勞をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

そのほか、安全管理委員会における取組といたしまして、「工事安全管理ニュース」の配信がございます。これは、建築部発注の工事・設計を受注していただいている皆さまに対し、事前にご登録いただいたメールアドレスに安全パトロールの結果や事故の発生状況、季節特有の災害事例とその対策など、工事の安全管理に関する様々な情報を、年4回程度配信するものでございます。

ほかにも、台風や風水害等の気象警報が発令された場合などには、状況に応じて注意喚起の号外も発信してございます。

安全管理ニュースの配信を希望される方がございましたら、事務局の建築部建築保全課宛てにご連絡をお願いいたします。

(以下、中略)

(3) 法改正について

新年度に入りまして、改正労働安全衛生法が施行されておりますので、関連情報を提供させていただきます。

一つ目は、混在労働者における特定元方事業者及び元方事業者への措置義務対象の拡大でございます。こちらは、令和5年に安全衛生規則レベルで改正されておりますので、ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、今回は法律そのものが書き換えられており、より厳格な対応が求められるようになりました。

改めて概要を申し上げますと、これまで対象から除かれていた一人親方などの個人事業者についても、特定元方事業者が講ずる安全措置の対象となる、というものでございます。具体的には、現場ごとに設けている災防協や作業間ミーティングは、一人親方も含めた全員で行う必要がある、ということでございますので、ご注意願います。

次に、もう一つの法改正情報は、高齢労働者の労働災害防止の推進でございます。こちらは、昨今の労働者年齢の高齢化に伴う転倒事故等の増加を受けて、新設された努力義務規定でございます。先ほど、建設業における事故要因で、墜落・転落が1番多いとお話させていただいたところですが、実は2番目に多いのが転倒で、全体の2割弱を占めております。また、高齢者の転倒事故の場合、骨折などの重症化リスクが高まっており、1件当たりの休業日数が長期化する傾向がございます。

皆さま方におかれましても、このような事態となるリスクを少しでも排除するため、ハード面・ソフト面での対応を可能な限り行っていただくよう、ご配慮いただければと存じます。

最後となりますが、公共事業を取り巻く環境は、これまでの労働者不足・物価高による影響に加え、最近では中東情勢の悪化による原材料費やエネルギーコストの上昇といった影響も出てきており、今年度も大変厳しい状況が予想されます。一方で、多くの市有建築物では老朽化が進んでおり、これらの建て替えや改修を着実に進めていくためには、これからも継続的に皆様方のお力添えをいただかななくてはなりません。

私ども札幌市といたしましても、建設業における担い手の確保や働き方改革の推進に向けて、適正な工期の設定や、早期発注による施工時期の平準化に取り組むとともに、実情に見合った適正な積算などに努めてまいります。

引き続き、「札幌中小建設業協会」皆さま方のご理解とご協力をお願い申し上げます。私からの安全講話とさせていただきます。

水道局関係 ～ 講師 給水部南部配水管理課長 櫻岡 弘司 氏

札幌中小建設業協会の皆様には、日頃より本市水道事業に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私からは、令和7年度における札幌市水道局の工事安全管理への取り組み状況と工

事事故発生状況、および安全管理上の留意点等についてご報告いたします。

(1) 工事安全管理への取り組み状況

水道局では、発注工事における事故や災害を未然に防止するために、平成5年から「工事安全管理委員会」を設置しており、毎年、安全巡視、啓発活動及び研修会の開催などの取り組みを行っております。

令和7年度に実施した安全巡視において、職員から現場に指摘した事項のうち、最も多かったのが「埋設物等事故の防止」に関する項目で、指摘件数は7件でした。具体的な内容として、「架空線に対する建設機械の接触・切断防止措置を行っていない」などがありました。

2番目に指摘が多かったのが「誘導員・監視員の配置状況」に関する項目で、指摘件数は4件でした。具体的な内容として、「交通誘導警備委員が適切に配置されていない」がありました。

3番目に指摘が多かったのが「安全教育等」に関する項目で、指摘件数は3件でした。具体的な内容として、「道路占用許可、建設業許可、施工体系図等を第三者に周知していない」や、「現場代理人及び配管工の区別が分からない」がありました。

なお、令和8年度の巡視における重点点検項目は、昨年度の指摘事項や事故事例を踏まえて、1点目が「適切な保安・誘導・合図等による事故の防止」、2点目が「埋設物、架空線等の折損・損傷事故の防止」、3点目が「工事現場に掲げる標識類の適切な設置の徹底」、以上の3項目について重点的に点検することとしております。これらの内容につきましては、受注者に安全管理の徹底を促す注意喚起文書と過去の事故事例集を配布するとともに、水道局のホームページにも掲載しております。

(以下、中略)

(3) 安全管理上の留意点等

建設機械との接触防止対策で留意していただきたいことは、まず、「作業計画書の作成と周知」です。作業計画書は、その作業の手順を事前に確認することで、隠れた危険を予知することもできるため、大変有効であります。ぜひ、作業計画書を作成するとともに、作業の開始前までには、従事する作業員に周知するようにしてください。また、合図者については、必ず「専任の」合図者を配置してください。過去の安全巡視では、合図者が掘削作業をしながら誘導しているケースがありました。合図者が作業をしてしまっは的確な誘導ができなくなるため、専任の合図者をつけてください。また、合図者は、車両の誘導だけでなく、例えば作業員がバックホウの近くにいた場合、バックホウの旋回を一度制止して、作業員を移動させてから作業再開の合図をしてください。

(以下、中略)

最後になりますが、昨年度に限らず、危険軽視や繰り返し作業による慣れを原因とした事故が多く発生しています。この「危険軽視・慣れ」による原因は、ヒューマンエラーの代表的なもので、対策としては、基本に戻って、①安全ルールに則った作業に徹する、②作業に徹するよう指導する、③朝のミーティングや KY 活動において現場に関わる全員が「危険を軽視しない」、「慣れによるルール違反を起こさない」という意識を共有し、現場全体で取り組んで良い雰囲気づくりをする、④現場代理人や職長などの責任者がリーダーシップを発揮して、作業員に対してこまめにコミュニケーションを取る、といったことが大切になります。

今年1年間、労働災害と公衆災害の「ゼロ」を目指し、工事の円滑実施に努めていただくことをお願いし、私からの説明とさせていただきます。

【事務局より】

- これから工事の最盛期に入って参ります。会員の皆様におかれては、日頃から積極的に事故防止に取り組まれておられますが、今一度、一層の徹底に努め、無事故無災害となりますよう祈念いたします。
- 今年度の「現場技術者研修会」は、6月4日（木）に開催を予定しております。多数の皆様にご参加いただけますようよろしくお願い申し上げます。